

税の申告は 忘れずに



【お問い合わせ先】

税務課（☎212452）

2月16日～3月15日

平成23年分の住民税・所得
税および個人事業税の確定申
告が、2月16日から3月15日
まで行われます。

この申告は、平成24年度の
道町民税・国民健康保険税の
大切な課税資料となります。
特に、国民健康保険に加入
している方は、所得の有無に
かわらず国保税の算定に必
要ですので、忘れずに申告し
ましょう。

なお、この期間中、各会場
において町職員が申告の受付
のほかに税に関する相談も行
います。

また、下記の日程で都合の
悪い方については、3月5日
以降でも役場税務課で申告で
きますので、お気軽にご利用
ください。

住民税の 申告が必要です

平成24年1月1日現在、長
万部町内に住所があり、平成
23年中に多少にかかわらず所
得があり、次のいずれかに該
当する方は、住民税の申告を
しなければなりません。

- ①農業、漁業、商業、飲食業
などの事業をしている白色
申告の方。
- ②大工、左官、日雇いなどに
従事していた方。
- ③給与所得者で、給与以外の
所得がある方や給与を2か
所以上から受けている方。
- ④地代、家賃、利子、配当な
どの所得があった方。
- ⑤山林、宅地、その他資産の
譲渡などで所得のあった方。

住民税の申告と納税相談日程

月	日	曜	対象地区名	時 間	会 場
2	16	木	曙町・大町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	17	金	本町・元町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	20	月	陣屋町・温泉町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	21	火	高砂町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	22	水	南栄町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	23	木	新開町	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	24	金	大浜・旭浜	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	27	月	平里・富野・栗岡 栄原・共立	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時00分	役場2階会議室
2	28	火	静狩	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分	静狩振興会館
2	29	水	豊津・豊野 茶屋川・国縫	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分	国縫振興会館
3	1	木	美畑・双葉 知来・蔵岱	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分	双葉振興会館
3	2	金	花岡・中ノ沢	午前10時00分～11時30分 午後1時30分～4時00分	中の沢振興会館

医療費控除で税金 が還付されます

世帯で医療費が平成23年中
に10万円（合計所得金額が2
00万円未満の場合は、その

- ⑥給与所得者で、雑損控除、
医療費控除を受けようとなす
る方。
- ⑦国民健康保険に加入してい
る方。

合計所得金額の5％）を超え
る場合には、所得税や道町民
税で医療費控除を受けること
ができます。

医療費控除で申告される方
は、税務課に医療費の明細書
を用意しておりますので、事
前にその用紙に記載して申告
されるようお願いします。

申告には必要書類 を用意しましょう

印かんと所得計算に必要な
書類（例えば、仕入、売掛帳、
所得証明書、現金出納帳、給
与所得の源泉徴収票、生命保
険・簡易保険・損害保険の領
収書、国民年金保険料控除証
明書、医療費の支払い領収書
など）を忘れずに持参してく
ださい。